

漁港施設の指定管理者評価委員会 議事録

日 時	令和6年7月23日（火）	13時25分～14時00分
場 所	都庁第二本庁舎10階	206会議室
出席者	佐藤 豪介	公益財団法人小笠原協会 常務理事
	香川 裕彦	一般社団法人東京諸島観光連盟 専務理事
	金子 邦博	公認会計士
事務局	福永 太平	東京都港湾局離島港湾部長
	山田 健太	東京都港湾局離島港湾部管理課長
	荒井 貴史	東京都港湾局離島港湾部管理課課長代理
	大高 久明	東京都港湾局離島港湾部管理課主事

<委員会概要>

議事進行：香川委員長

司会進行及び事務局説明：山田課長

次第：

- 1 開会
- 2 離島港湾部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
 - (2) その他
- 4 閉会

【開会】

（事務局・山田課長）

ただいまから、漁港施設の指定管理者評価委員会を開催させていただきます。

外部委員の先生方におかれましては、本評価委員会へのご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局で司会進行を担当いたします離島港湾部管理課長の山田です。
よろしくお願いいたします。

【離島港湾部長挨拶】

（事務局・山田課長）

それでは、本委員会開催にあたりまして、はじめに、福永離島港湾部長より一言ご挨拶申し上げます。

（福永離島港湾部長）

東京都港湾局離島港湾部長の福永でございます。

委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、本委員会の評価委員にご就任いただ

きまして誠にありがとうございます。

さて、当委員会でご審議いただく小笠原村父島の「二見漁港棧橋（１）外８施設」は、東京から約９８０キロ離れた、特殊な地理的条件の中にある施設でございます。そのため、平成１８年度から「小笠原島漁業協同組合」を特命で指定管理者に指定しております。

今回の指定期間は令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間となっております。本日の評価委員会では、令和５年度における指定管理者の管理運営状況等につきましてご審議いただくこととなっております。

行政の視点からでは気付かない点などが多々あるかと存じますので、委員の皆様方より、施設の管理運営の向上に向けたご意見を頂戴し、施設のより良い運営を目指してまいりたいと存じます。

委員の皆様方には、よろしくご審議の程をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局・山田課長）

ありがとうございました。

部長はこの後所用がございますので、このまま退出させていただきます。

（福永部長）

すみません、よろしくおねがいします。

【委員の紹介】

（事務局・山田課長）

続きまして、委員の皆様のご紹介申し上げます。

公益財団法人 小笠原協会 常務理事 佐藤委員でございます。

（佐藤委員）

佐藤です。よろしくお願いいたします。

（事務局・山田課長）

よろしくお願いいたします。

（事務局・山田課長）

一般社団法人 東京諸島観光連盟 専務理事 香川委員でございます。

（香川委員）

香川です。よろしくお願いいたします。

（事務局・山田課長）

よろしくお願いいたします。

（事務局・山田課長）

公認会計士 金子委員でございます。

（金子委員）

よろしくお願いいたします。

（事務局・山田課長）

よろしくお願いいたします。

(事務局・山田課長)

本委員会は、委員の過半数の出席がありますので、「漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱」第6第2項の規定に基づきまして、有効に成立しております。

なお、委員長につきましては同要綱第3第2項に基づきまして、委員のうちから、委員の互選によってこれを定めることとなります。どなたか、委員長のご推薦はございませんでしょうか。

～挙手あり～

(事務局・山田課長)

佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)

委員長の選任につきましてご提案申し上げます。

この度の指定管理委員会の進行にあたり、東京の全ての島しょ観光関係で広く知見を有している香川委員にお願いしてはと考えております。

(事務局・山田課長)

ただいま、佐藤委員から香川委員を委員長にというご提案がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(金子委員)

異議なし

(事務局・山田課長)

それでは、異議なしとのことでございますので、香川委員に本委員会の委員長をお願いしたいと存じます。香川委員、よろしく願いいたします。

(香川委員)

はい。皆様のご推薦を頂戴いたしまして、委員長職を務めさせていただきます。皆さまにご協力いただきながら今回の委員会を進めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・山田課長)

よろしく願いします。

【配布資料の確認】

(事務局・山田課長)

次に、資料のご確認をお願いします。

お手元に配布いたしました資料としましては、1枚目が「次第」、2枚目の表面、裏面がそれぞれ「評価委員名簿」、「座席表」、そして3枚目表、裏面が「漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱」でございます。

次に、資料1「二見漁港（小笠原村父島）漁港施設の管理について」、資料2「指定管理者の評価について」、資料3「漁港施設の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」、資料4「漁港施設の指定管理者に係る二次評価（案）」となります。更に、一次評価に当たって使用しました事業報告書、アンケート、財務状況等をまとめた

参考資料を用意しております。
資料は以上ですが、不足等ございませんでしょうか。

【議事】

（事務局・山田課長）

それではただいまから議事を進行につきまして委員長をお願いさせていただきます。香川委員長、よろしくお願いいたします。

（香川委員長）

これより議事に入らせていただきます。

本日の委員会は、指定管理者が令和5年度に実施いたしました施設の管理運営状況等の評価につきまして、当委員会としての評価を決定いただくものでございます。それでは、議事の（１）「指定管理者の管理運営状況等の評価等について」事務局から説明をお願いいたします。

（事務局・山田課長）

それでは初めに、お手元の資料１「二見漁港（小笠原村父島）漁港施設の管理について」をお開きください。本委員会において評価していただくのは、「二見漁港 棧橋（１）外８施設」の指定管理者による管理運営状況でございます。まず、施設の概要につきまして、簡単にご説明申し上げます。一番左上「１ 概要」をご覧ください。こちらに米印（※）で「指定施設」とお示ししておりますが、二見漁港において、漁船以外の船舶、いわゆるプレジャーボートに利用させるための漁港施設について、指定管理者が管理しております。具体的には、資料下段の「３ 指定施設一覧」及び写真のとおり、棧橋、船揚場、泊地、合わせて９施設でございます。また、上段の「１ 概要」に戻っていただきまして、これらの施設につきまして「小笠原島漁業協同組合」が指定管理者となっております。

指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間です。

また、本指定管理においては利用料金制を採用しております。

次に、指定管理の主な業務としましては、左側上から二段目の「２ 指定管理者の業務」に記載がありますように、指定施設の利用受付及び案内業務のほか、施設の維持管理・修繕等となっております。

次に、利用の状況でございます。資料の左側四段目の「４ 利用状況」をご覧ください。こちらに利用状況をお示ししてございます。令和５年度末で利用数は１０９隻、収入の規模については、令和５年度は年間で７０５万円弱の利用料金収入がでございます。利用料金は、２５ｆｔ未満の船については月額４，０００円、２５ｆｔ以上の船については月額６，０００円です。

なお、資料に記載しておりませんが、令和５年度の利用状況の内訳でございますが、月平均で、２５ｆｔ未満の船が６５隻、２５ｆｔ以上の船が４５隻となっております。

次に、指定管理者であります「小笠原島漁業協同組合」でございますが、右上の枠「小笠原島漁業協同組合」にありますように、父島の漁業者を組合員とし、組合員

の経済的・社会的地位の向上や漁業の生産力増進を図ることを目的として、昭和43年に設立された団体でございます。組織・組合員数につきましては資料に記載のとおりでございます。

次の特命理由につきましては、後ほど資料3でご説明いたします。

続いて、評価の目的や流れについてご説明いたします。資料を1枚おめくりいただきまして、資料2「指定管理者の評価について」をご覧ください。指定管理者の評価は、業務の履行状況やサービスの実施状況などをチェックし、管理運営業務に反映させることで、都民サービスの一層の向上と施設運営の継続的な改善を図ることを目的とするものでございます。

評価の流れにつきましては、小笠原支庁が一次評価案の作成を行い、その案をもとに離島港湾部が一次評価を決定する流れとなっております。一次評価案の作成にあたっては、小笠原支庁が施設の管理運営状況について、業務報告書や現地調査、利用者アンケート等によって確認を行うとともに、財務状況や特命要件の確認を行っております。

本委員会では、委員の皆様には離島港湾部が行った一次評価を検証していただいた上で、専門的な観点から二次評価を行っていただきます。

その後、港湾局におきまして、二次評価の結果に基づき、総合評価を決定いたします。

続きまして、1枚めくっていただきまして、資料3「漁港施設の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」についてご説明いたします。

まず、評価の仕組みについて、でございますが、評価項目は、左端の大項目にありますように、大きく分けまして「管理状況」と、裏面に続きまして「事業効果」という2つの柱となっております。

表面に戻っていただきまして、まず、「管理状況」につきましては、項目にございますように「適切な管理の履行」・「法令等の遵守」・「安全性の確保」・「財務・財産の状況」の4つの評価事項となっております。裏面をご覧くださいまして、「事業効果」につきましては「利用の状況」と「サービス内容の向上」の2つの評価事項に分かれております。全部で23の確認項目により評価しております。

それぞれの確認項目について、指定管理者が果たすべき業務の水準を満たしていれば「水準どおり」、それ以上であれば「水準を上回る」、それ以下であれば「下回る」と判定を行っております。

裏面の中段、「合計点」のところをご覧くださいいただければと思います。先程の三段階の評価を、「水準を上回る」2点、「水準どおり」1点、「下回る」0点と点数化いただきまして、全体の点数を算出してございます。その上で、全項目が「水準どおり」であった場合の合計点23点を標準点としまして、この標準点からどの程度上回っているか、あるいは下回っているかでSからCまでの4段階で評価を行うものでございます。

また、合わせて、下段にございますように、「事業者の財務状況」及び「特命要件の継続」についても、確認を行っております。

それでは、一次評価の内容について、ご説明いたします。資料3の表面に戻っていただけますでしょうか。まず「管理状況」についてご説明いたします。ここでは資料3とあわせて、別冊の参考資料も一緒にご覧いただきたいと思います。まず「適切な管理の履行」についてですが、点検・清掃・警備等、施設の管理が適正に行われております。別冊の参考資料6ページをお開きください。こちらに施設の管理状況についてまとめております。非常時等の対応といたしまして、台風の発生に対応し、養生の呼びかけ等施設の安全管理を徹底し、台風の後などには施設内の見回りや漂着物の回収を速やかに行っております。

確認項目「施設の警備」につきましては、巡回を必要に応じて適宜行うことを水準としておりますが、ほぼ毎日の朝・昼・夕方に巡回が実施されております。資料3の表面にお戻りいただければと思いますが、上から3つ目の「施設の警備」のところは、以上によりまして、水準を上回るという評価としております。

続きまして真ん中の段になりますが、「法令等の順守」でございます。法令違反がないのはもちろんのこと、台風発生時等には点検結果及び対応内容について東京都への報告が迅速に行われるなど、適正な状態と評価しています。

その下の「安全性の確保」については、台風発生時における緊急の巡回・被害点検を初め、防災・防犯への配慮の面から見て適正な業務が行われております。

「財務・財産の状況」については、別冊の参考資料の2ページをご覧ください。収入7,048,800円に対し、支出7,005,316円で、収支差額は、43,484円となっており、利用料金の収入内で適切に運営されています。資料3の裏面にお戻りいただけますでしょうか。一番上の確認項目「経理処理」、「経理・現金に関する書類等の管理」の2項目につきましては、年2回内部監査を実施していること、また、東京都監査委員による令和5年財政援助団体等監査に対し適切に対応するとともに、報告結果より経理処理の健全性が確保されていることから、水準を上回ると評価としています。

続きまして、その下の「事業効果」についてです。「利用の状況」は、その時々で利用者の出入りがございますが、概ね計画どおりの利用がございました。また、利用案内の作成・配布が行われており、利用者に施設の適正利用について周知することで、漁港機能とプレジャーボート利用との共存が実現されており、水準どおりの評価としています。

「サービス内容の向上」については、利用者ニーズの把握のため、アンケートを実施しております。アンケート結果につきましては、別冊の参考資料の7ページにまとめてございますので、ご参照いただければと存じます。アンケートは年度末に実施いたしまして、その時点での利用者全員に配布し、配布109、回収数72となっております。回収率で言いますと66%となります。施設の総合的な満足度としましては、「十分満足している」との回答が38%、「まあ満足している」と併せますと約9割弱になりまして、概ね高評価であると考えています。中段に主な意見・

要望としまして、複数回答があったものを記載させていただいております。下段には要望に対する東京都港湾局としての見解を記載させていただいております。いただいた意見・要望につきましては、指定管理者とともに検討・対応をまいります。

また、資料3にお戻りいただきまして、裏面ではございますが、以上の管理状況等を踏まえまして、真ん中に合計点26点ということで評点させていただいております。これをS・A・B・Cの基準に当てはめますと、結果として、一次評価はBとなっております。

次に、指定管理者の財務状況についてご説明いたします。別冊の参考資料の8ページをご覧ください。

小笠原島漁業協同組合の財務状況はこちらの表のとおりでございます。5ヶ年分掲載しておりまして、一番右側が今回の評価対象年度のものとなっております。対象年度（令和5年度）の組合事業収益は前年に比べ伸長し、営業利益も確保しております。一方、営業利益につきましては、管理費の主に人件費が増加したこともあり、前年から減益の結果となっています。経営内容につきましては前年と比べ遜色なく、経営の収益性、安全性等が確保されており、引き続き安定した財務状況となっております。

資料3の裏面にお戻りください。特命要件の確認となります。裏面の下段に記載のとおり、本施設の特命要件につきましては、

- 東京から約980キロ離れた外海に位置する施設であることから、複数年にわたり、安定的に管理が行える事業者が限定されること。
 - 対象施設が、漁港内にあるという特殊性があり、地元の拠点漁港としての機能を損なわずに、プレジャーボートとの利用調整を効率的かつ効果的に行う必要があること。
- としております。

これらを前提に、管理運営の良好な実績とノウハウを持っており、自らも漁港施設に精通している「小笠原島漁業協同組合」を特命として選定しております。今年度におきましても、この特命要件は継続しております。

以上のことから、小笠原支庁の一次評価案をもとに、指定管理者の財務状況及び特命要件の継続を確認しまして、離島港湾部における一次評価を「B」と決定いたしました。

最後に一次評価を踏まえまして「二次評価（案）」を提示させていただいております。本体資料の最後でございます資料4の「二次評価（案）」をご覧ください。

評価案は、一次評価と同様にB評価としております。管理状況の評価内容としましては、施設の清掃・警備、関係法令の遵守、台風対応等の施設内の安全確保の3点につきまして適切に業務が行われた旨を記載してございます。事業効果としましては、漁港機能との共存が図られていること、利用者の声に基づき施設の利便性向上に努めた結果、利用者アンケートにて9割弱が満足と回答していることの2点につ

いて記載してございます。説明は以上です。
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(香川委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

資料1の下の利用状況に1隻当たりの月額利用料金が4,000円と6,000円となっていますが、これは条例か何かで決められている金額なのですか。

(事務局・山田課長、荒井課長代理)

東京都漁港管理条例で上限8,000円と定めています。

(佐藤委員)

上限が決められている中で、実際には金額は小笠原島漁業協同組合が決められているのですか。

(事務局・荒井課長代理)

小笠原島漁業協同組合から申請されたものを都が承認しています。

(佐藤委員)

港湾局が認めるのですね。経営報告を見たので分かりましたが、東京都が出している補助金を食ってしまわないかと心配になり質問しました。

それから、母島にも漁港がありますが、こちらではプレジャーボート等の利用はないのですか。指定管理者や支庁の出張所が管理しているとかあるのですか。

(事務局・山田課長)

母島の漁港ではプレジャーボート用の係留施設はありません。

(佐藤委員)

母島では、漁船の利用しかないので、指定管理もないということですね。

最後に、参考資料の7ページにアンケート結果がありますが、かなり不満という方が2名いますが、具体的にはどのような内容ですか。かなり不満の意見が適切ならば改善していかななくてはならないですし、いかがですか。

(事務局・山田課長)

2名のうち1名は、船舶の保管場所のことで、資料1写真の③と④のような陸揚げする船揚場と栈橋などに係留する2パターンありまして、船揚場まで運搬することが手間であるため場所を替えてほしいとのご要望です。

(佐藤委員)

場所が決まっているから、要望がかなわないので不満が出るのですね。多分利用料金は同じだから不公平だということでしょうね。

(事務局・山田課長)

これについては、適宜調整をしております。昨年度においても利用者同士の話し合いを踏まえた場所の変更申請を許可しています。

もう1名の方はごみが多いとの意見です。海面ごみもありますが、敷地内のごみ

です。これは、利用者のマナーの問題でもありますので、自身で処理するよう指導しています。

(佐藤委員)

わかりました。ありがとうございました。

(香川委員長)

ほかに質問ございませんか。

(金子委員)

資料1に漁港の写真がありますが、船揚場(1号その2)は、2、3年前に実際にあったと思いますが、現在実際に使われているのですか。

(事務局・山田課長)

利用されています。18隻置けるようになっています。

(事務局・荒井課長代理)

現在空きが1隻しかない状況で18隻のうち17隻の利用があります。

(金子委員)

広いスペースだと思いますが、漁船と共用しているのですか。

(事務局・荒井課長代理)

こちらは、ボートだけを置くのではなく、牽引車ごと置く場所で、通常の船揚場より、1隻当たりの置き場スペースが比較的広がっています。もう少し詰めればまだ置けるかもしれませんが現状は18隻をキャパシティにしています。置き場を増やすことについては、車の出入りスペースとかの問題もあるので、その辺は調整になるかと思います。

(金子委員)

現在110隻程度置いてあり、今は、ほぼ一杯という理解でよろしいでしょうか。118隻あたりがキャパシティという考えでよろしいでしょうか。

(事務局・山田課長)

そのとおりです。

(金子委員)

はい、わかりました。

(香川委員長)

他にご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、二次評価の内容を資料4「漁港施設の指定管理者に係る二次評価(案)」のとおり、したいと考えておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

(佐藤委員、金子委員)

異議なし。

(香川委員長)

ありがとうございました。

それでは、当評価委員会の評価を資料4のとおりいたします。

続きまして、議事(2)「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

（事務局・山田課長）

本日、「その他」につきましては、ご用意してございません。

（香川委員長）

それでは、以上で議事を終了しまして、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

【閉会】

（事務局・山田課長）

委員の皆様、ご審議いただきましてありがとうございました。

都といたしましても、当施設の管理運営につきまして、指定管理者とともに努力してまいりたいと思っておりますので引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の議事録につきましては、本日から1か月以内にホームページに公表いたします。また、評価結果につきましても、後日、公表させていただくこととなっておりますので、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして漁港施設の指定管理者評価委員会を終了いたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。

以上